

タイ及び日本における営業秘密保護について

2017 年 1 月

S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

## 目次

1. 序論および背景
2. 営業秘密保護の条件
  - 2.1 タイ及び日本における営業秘密の定義
  - 2.2 タイにおいて営業秘密保護の権利を持つ者
  - 2.3 タイにおける営業秘密保有者の権利
  - 2.4 タイにおける営業秘密侵害
  - 2.5 タイにおける営業秘密侵害の例外
3. タイにおける営業秘密関連の紛争解決
4. タイにおける営業秘密の現状
  - 4.1 営業秘密事件の統計
  - 4.2 最近のニュース
5. タイ及び日本における営業秘密事件に関する判例
  - 5.1 タイにおける営業秘密事件判例
  - 5.2 日本における営業秘密事件判例
6. 結び

## 1. 序論及び背景

知的財産の保護範囲は登録がなされた法的管轄区に制限されるため、知的財産に関する国際連携をつくる考えは長い間検討されてきており、各国は知的財産保護の国際連携を奨励してきた。<sup>1</sup>世界貿易機関（WTO）は、WTOが管理運営する知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）に基づく国際貿易システムに知的財産を組み入れ、同協定によりWTO加盟国間が採用する様々な知的財産関連規則の最低基準が設定されている。<sup>2</sup>

タイはWTO加盟国であるため、非開示情報の保護に関するTRIPS協定第39条<sup>3</sup>を実施することが義務となっている。<sup>4</sup>タイには、刑法第323条<sup>5</sup>、第324条<sup>6</sup>、民商法第420

---

<sup>1</sup> Rangsan Thanapornpan et al., Rules and Disciplines of WTO Vol. 5: Intellectual Property, WTO watch project, 2009, p. 6.

<sup>2</sup> [http://en.wikipedia.org/wiki/TRIPS\\_Agreement](http://en.wikipedia.org/wiki/TRIPS_Agreement).

<sup>3</sup> “(1) 1967年のパリ条約第10条の2に規定する不正競争からの有効な保護を確保するために、加盟国は、開示されていない情報を(2)の規定に従って保護し、及び政府又は政府機関に提出されるデータを(3)の規定に従って保護する。

(2) 自然人又は法人は、合法的に自己の管理する情報が次の(a)から(c)までの規定に該当する場合には、公正な商慣習に反する方法(注)により自己の承諾を得ないで他の者が当該情報を開示し、取得し又は使用することを防止することができるものとする。

この(2)の規定の適用上、「公正な商慣習に反する方法」とは、少なくとも契約違反、信義則違反、違反の教唆等の行為をいい、情報の取得の際にこれらの行為があったことを知っているか又は知らないことについて重大な過失がある第三者による開示されていない当該情報の取得を含む。

(a) 当該情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てとして、当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者に一般的に知られておらず又は容易に知ることができないという意味において秘密であること

(b) 秘密であることにより商業的価値があること

(c) 当該情報を合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための、状況に応じた合理的な措置がとられていること

(3) 加盟国は、新規性のある化学物質を利用する医薬品又は農業用の化学品の販売の承認の条件として、作成のために相当の努力を必要とする開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、不公正な商業的使用から当該データを保護する。更に、加盟国は、公衆の保護に必要な場合又は不公正な商業的使用から当該データが保護されることを確保するための措置がとられる場合を除くほか、開示されることから当該データを保護する。”

<sup>4</sup> Pornchai Danwiwat, Thailand's obligation under TRIPS Agreement on Trade Secret, Nitisart Journal Vol. 26 Issue 3, p. 458, [www.tulawcenter.org](http://www.tulawcenter.org).

<sup>5</sup> “Whoever, knows or acquires a private secret of another person by reason of his functions as a competent official or his profession as a medical practitioner, pharmacist, druggist, midwife, nursing attendant, priest, advocate, lawyer or auditor, or by reason of being an assistant in such profession, and then discloses such private secret in a manner likely to cause injury to any person, shall be punished with imprisonment not exceeding six months or fined not exceeding one thousand Baht, or both.

条<sup>7</sup>のように営業秘密の保護を定める条項があるが、現在のビジネス環境や産業の競合性の特質<sup>8</sup>、民商法の条項から考慮すると、これらの条項は契約上の当事者のみに有効で、第三者は対象外であり<sup>9</sup>、十分に営業秘密が保護されていなかったことから、独立した法令として営業秘密法が制定され、2002年7月22日に施行された<sup>10</sup>。

一方日本<sup>11</sup>では、国際協定の義務に従うため不正競争防止法<sup>12</sup>を改正し、営業秘密が保護されている。1990年には、就労者の移動度の上昇、事業部門からの要求の高まり、国際貿易交渉の拡大を背景に同法が改定された<sup>13</sup>。さらに2003年には刑事制裁が加わり（2005年施行）<sup>14</sup>、2004年には、訴訟手続を通じて開示される営業秘密を保護するため訴訟手続上の保護に関して改正された<sup>15</sup>。最近では2015年7月10日に改定され、2016年1月1日に施行している。

## 2. 営業秘密保護の条件

タイでは従来、知的財産に関する法令として、知的財産局(DIP)が管轄する4法、つまり1994年著作権法、1979年特許法、1991年商標法及び2000年集積回路の回路図保護法<sup>16</sup>が存在していた。営業秘密または非開示情報を保護する規定が無かった。タイは国際協定に沿った国家規定の実施を義務付けられていたため<sup>17</sup>、商務省は自由な取引を奨

---

A person undergoing training and instruction in the profession mentioned in the first paragraph has known or acquired the private secret of another person in the training and instruction in such profession, and discloses such private secret in a manner likely to cause injury to any person, shall be liable to the same punishment.”

<sup>6</sup> “Whoever, on the ground that oneself having the duty, professing to call the trust, having known or acquired the secret according to industry, discovery or scientific invention, disclosing or using such secret for the benefit of oneself or other person, shall be imprisoned not out of six months or fined not out of one thousand Baht, or both.”

<sup>7</sup> “故意または過失によって他人の生命、身体、健康、自由、財産、権利を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。”

<sup>8</sup> Suchart Thammapitakkul, “Trade Secret”, Intellectual Property textbook, The That Bar Under The Royal Patronage, 2011, p. 163.

<sup>9</sup> <http://ip.payap.ac.th/file/trade.pdf>.

<sup>10</sup> 同上

<sup>11</sup> 日本はドイツ、イタリア、中国、韓国等と同様に、不正競争取引として営業秘密を保護する。

<sup>12</sup> [http://www.ip.courts.go.jp/vcms\\_lf/060928\\_29\\_1.pdf](http://www.ip.courts.go.jp/vcms_lf/060928_29_1.pdf)

<sup>13</sup> 同上

<sup>14</sup> 同上

<sup>15</sup> 同上

<sup>16</sup> 注釈9参照

<sup>17</sup> 注釈3参照

励し、事業者間の不正競争取引慣行を防ぐために営業秘密法を導入し<sup>18</sup>、2002年7月22日に営業秘密法が施行された（2015年に第2版として改正）。

## 2.1 タイ及び日本における営業秘密の定義

### ■ タイ

2002年営業秘密法第3条では、“まだ一般に広く認識されていない、又はその情報に通常触れられる特定の人にまだ届いていない営業情報であって、かつ機密であることにより商業的価値をもたらす情報、及び営業秘密管理者が機密を保持するために適当な手段を採用している情報である”と定義している。

営業秘密は知的財産権の中の1つで、営業秘密法に基づき特定の営業情報を保護するためには、以下の要件を満たさなければならない。営業秘密は産業上の情報や商業上の情報でもあり得る<sup>19</sup>。

- (1) 一般に広く認識されていない、又はその情報に通常触れられる特定の人にまだ届いていない営業情報
- (2) 機密であることにより商業的価値をもたらす情報
- (3) 営業秘密管理者が機密を保持するために適当な手段を採用している情報

上記の定義の通り、営業秘密は企業経営において発展及び使用される情報であることは明らかである。このような情報には、非開示情報を所有する事業者が、その非開示情報を知らない、または利用しない競合相手より優位に立つ事業的価値が備わっている<sup>20</sup>。競合相手が許可を得ずにその機密情報を入手またはアクセスしたことでの情報の所有者である事業者が損害を被る場合、その情報が営業秘密であることを証明することができる<sup>21</sup>。

---

<sup>18</sup> 注釈9参照

<sup>19</sup> 注釈8参照

<sup>20</sup> Siriwich Suraniwong, Protection of Trade Secrets Against Unlawful Acquisition or Access, Master Thesis of the Faculty of Law, Bangkok University, 2013, p. 8.

<sup>21</sup> 同上

営業秘密の対象は以下(1)–(4)から構成される。<sup>22</sup>

- (1) 営業情報であること
- (2) その営業情報が機密性を持つ
- (3) その営業情報が商業的価値を持つ
- (4) 機密性を保持するためには適当な手段が取られている

(1) 営業情報であること

2002年営業秘密法第3条では、“伝達方法及び形態に関わらず、主旨、内容、事実又はその他の意味を伝える媒体を意味し、調製法、様式、解釈若しくは結合したもの、プログラム、方法、技術、又は工程を含む。”と定められている。従って、同条項により、営業情報は以下のように商業上の情報と産業上の情報に分類することができる。

<sup>23</sup>

a) 商業上の情報<sup>24</sup>

例えば、企業情報、取引情報、事業情報、製品価格情報、市場戦略情報、広告戦略情報、販売代理店との戦略や契約情報、原材料の供給元情報、卸売・小売業者との契約情報、従業員またはビジネスパートナーの研修情報、その他商業契約などがある。

b) 産業上の情報<sup>25</sup>

例えば製造技術、製造方法、製品の実験結果、製品設計技術、電子回路図、製品保守方法、コンピュータのソースコード、コンピュータソフトウェア（ソースコードの機密性が機密性がある場合、著作権法と営業秘密法で保護することができる）などがある。

(2) その営業情報が機密性を持つ

営業秘密として保護するためには、その情報に機密性がなければならない。機密性のある情報とは、その情報が一般的に認識されておらず、通常触れられる人によってア

---

<sup>22</sup> 同上

<sup>23</sup> 注釈8 P.169 参照

<sup>24</sup> 同上

<sup>25</sup> 同上

クセスすることができない情報を意味する<sup>26</sup>。しかしながら、完全な機密性や新規性を持つ必要はなく<sup>27</sup>、限られた人にのみ認識されている情報であっても営業秘密になり得る。例えば、製品により弾力性を持たせる一般的な技術はタイヤメーカーに認識されているが、他社のゴム手袋メーカーが認識しておらず、アクセスすることができない特別な技術があるゴム手袋メーカーA社が持っていた場合、その技術はA社の営業秘密となり得る。<sup>28</sup>

### (3) その営業情報が商業的価値を持つこと

営業秘密法に基づき保護されるためには、その営業情報が機密であることにより商業的価値をもたらす情報でなければならず、これは前記情報の所有者または管理者がその情報によって経済的利益を得ることができ、その営業秘密が一般的に認識されていない事実から、同情報の所有者が競合相手よりも優位に立つことができるることを意味する<sup>29</sup>。例えばあるマーケットが毎週末に開かれている情報や、タイの行事である灯篭流しのイベントでは花火がよく使われるという一般的な情報は商業的価値や機密性に欠けるため、営業秘密法に基づく保護はされない<sup>30</sup>。従って、商業的価値とは製品の製造やビジネス取引に利用される情報、最近考案された営業情報、産業上利用できる情報などを意味する。

商業的価値とは進行中またはこれから起こる事業取引の在り方によるものであり、所有者が情報を発展させる上で長い時間、努力及び費用を費やしたある特定の機密情報によって価値が決まる<sup>31</sup>。仮に競合相手がその情報を入手した場合、その者は不当に時間と労力を省いたことになる。従って商業的価値とは金銭的価値だけではなく、もし競合相手が知った場合にその情報の所有者がマーケットシェアを失う可能性があるような、ある種の独占的価値も含む。<sup>32</sup>

---

<sup>26</sup> Prasobsook Boondech, Trade Secret Protection in Thailand, The Intellectual Property and International Trade Law Forum, fifth anniversary of IP&IT Court, special issue 2002, p.45.

<sup>27</sup> 同上

<sup>28</sup> 同上

<sup>29</sup> 注釈 8 P.167 参照

<sup>30</sup> 注釈 26 P.45 参照

<sup>31</sup> 注釈 26 参照 (Fireworks Spectacular Inc. V. Premier Pyrotechnics Inc. (2001) 147 F. Supp. 2 d 1057 を引用)

<sup>32</sup> 注釈 26 P.46 参照

#### (4) 機密性を保持するために適当な手段が取られている

営業秘密として保護されるためには、その営業情報が機密性を保持するために適当な手段により管理されている情報でなければならない<sup>33</sup>。営業情報を管理する者とは、営業情報の所有者、営業情報を扱う者、営業情報の管理者などである。<sup>34</sup>

営業秘密法では適当な手段について具体的に定めていないため、営業情報の所有者はその情報の形態や種類から手段を考慮する必要がある。例えばその情報がファイルや冊子形態の場合、金庫や鍵付きの書棚に保管することができる。その情報が電子形態の場合、パスワードを付ける、アクセス制限を設ける、又はその情報を保存する場所へアクセスできる者を事前登録することができる。または秘密保持契約の締結も1つの方法である。<sup>35</sup>

さらに雇用主は従業員と競業禁止契約を結ぶこともできるが、期間またはエリアの過度な限定は従業員の権利を制限し、1998年不公正契約条項法に反するためにはいけない<sup>36</sup>。また雇用主は、従業員が<sup>37</sup>雇用主の顧客を自身の事業に勧誘できないよう、勧誘禁止契約を結ぶことができる。

### ■ 日本

不正競争防止法2条6項では、“秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの”と定義している。つまり営業秘密の対象は以下(1)–(3)から構成される。

#### (1) 秘密管理性

#### (2) 有用性

#### (3) 非公知性

---

<sup>33</sup> 注釈8P.168参照

<sup>34</sup> 注釈26P.47参照

<sup>35</sup> 注釈8P.168参照

<sup>36</sup> 注釈20P.14参照

<sup>37</sup> 同上

### (1) 秘密管理性

当該情報が秘密として管理されているかどうかという争点が最も重要でしばしば争われる<sup>38</sup>。秘密として管理されている状態とは、保管者が主観的に秘密として管理しているのではなく、従業員や部外者が客観的に認識できる状態を意味する<sup>39</sup>。営業秘密保有者は、特に第三者に開示する際に自身の営業秘密を守らなければならず、秘密保持契約書に従い開示されなければならない<sup>40</sup>。営業秘密保有者もまた当該情報にアクセスすることができる人数を制限するなどして不必要的内部への開示から保護しなければならない<sup>41</sup>。

日本における訴訟で、通常裁判所は以下 2 点を審理する。<sup>42</sup>

#### 1. 情報へのアクセスを制限しているか、またその制限範囲

裁判官は以下①—②の要因から情報へのアクセス制限について判断する。<sup>43</sup>

##### ①その情報へのアクセス制限があるか。

例えば、書類が鍵付きの書棚に保管されているか、特定の人のみがその書類または情報を入手することができるのか、その書類または情報にはパスワードがかけられているか等が判断される。

裁判所は、会社内の錠が付けられていない書棚に保管された顧客リストは、同リストを利用する営業担当だけではなく全ての従業員が入手できるとして、営業秘密と見なさなかつた。<sup>44</sup>

##### ②その書類または情報には「機密性(Confidentiality)」と表示されているか。

---

<sup>38</sup> Yoshikazu Iwase et al., IP Litigator May/June 2004 (Internet source), p.33,  
[https://www.amt-law.com/en/pdf/bulletins6\\_pdf/082404.pdf](https://www.amt-law.com/en/pdf/bulletins6_pdf/082404.pdf)

<sup>39</sup> Outline of the Japanese Unfair Competition Prevention Law, Japan Patent Office, Asia-Pacific Industrial Property Center (JIII) 2008, with collaboration of Masayasu Ishida, professor of Graduate School of Management of Science and Technology, Tokyo University of Science, (Internet Source), p. 19,  
[http://www.training-jpo.go.jp/en/images\\_x/uploads/text\\_vtr/pdf/Unfair\\_Competition.pdf](http://www.training-jpo.go.jp/en/images_x/uploads/text_vtr/pdf/Unfair_Competition.pdf).

<sup>40</sup> 注釈 38 P.33 参照

<sup>41</sup> 同上

<sup>42</sup> Tatsubumi Sato, Judge of the Intellectual Property High Court, Protection of Trade Secret in Japan, September 2006, (Internet source) ([www.ip.courts.go.jp/eng/vcm\\_lf/060928\\_01.pdf](http://www.ip.courts.go.jp/eng/vcm_lf/060928_01.pdf))

<sup>43</sup> 同上

<sup>44</sup> 注釈 38 P.33 参照

その機密情報の入手または利用を許可されていない者がその情報にある「機密性(Confidentiality)」または「極秘(hightly confidential)」の表示を認識することができるかどうかが判断される。

## 2. 個々の事案として審理する

上記の基準から判断できない場合、裁判官は当該情報が秘密として管理されているかどうかを提供される全ての要因から判断するが、その判断は容易ではない。

### (2) 有用性

裁判所は「有用」の意味を寛大に解釈しており、経済的価値について厳格な立証を求めていないが<sup>45</sup>、営業秘密は合法的な目的を果たすべきである<sup>46</sup>。事業に有用な情報である技術データ、製造方法、レシピ、顧客情報、マニュアルだけではなく、例えば試験の失敗結果のようなマイナスの情報も該当する<sup>47</sup>。ただし個人的な中傷、環境規制の侵害を示す機密データ<sup>48</sup>、または疑わしい違法取引に使用する台帳<sup>49</sup>といった公序良俗に反するマイナスの情報は営業秘密として保護されない。

### (3) 非公知性

日本特許法によると、“非公知性”要件は“新規性”要件よりもその概念が広い<sup>50</sup>。関連する業界の中で一般的に認識されておらず、容易に入手することができない情報には“非公知性”があると判断される。<sup>51</sup>

例えば裁判所は、会社内部のマニュアルにある情報の基本的で断片的な項目が公知となつたとしても、その断片的な項目の組み合わせは“公知”ではないと判断している<sup>52</sup>。またこの要件に関して頻繁に争われる争点として、リバースエンジニアリング(reverse engineering)により得られた情報がある。大阪地方裁判所はセラミックコンデンサに関

---

<sup>45</sup> 注釈 42 参照

<sup>46</sup> 注釈 38 参照

<sup>47</sup> 注釈 42 参照

<sup>48</sup> 同上

<sup>49</sup> 注釈 38 P.33 参照

<sup>50</sup> 同上 P.34 参照

<sup>51</sup> 同上 P.34 (Eiji Tomioka, Trade Secret Protection, (Eigyo Himitsu no Hogo), in SHIN SAIBAN JITSUMU TAIKEI 4: CHITEKI ZAISAN KANKEI SOSHOHOU, 480, December 10, 2001.)

<sup>52</sup> 注釈 38 P.33 参照

する当該データは、高い技術を持った専門家によって長期間、多くの費用を費やして得られたものであるため、当該データは“非公知性”な情報であると判断した<sup>53</sup>。ここから、市場製品のリバースエンジニアリングにより得られる情報は以下のように分類できる<sup>54</sup>。

- a) 製品の単純な分析から容易に得られる情報は“公知性”な情報である。
- b) 高い技術を伴った長期間の作業により得られる情報は“非公知性”な情報である。

## 2.2 タイにおいて営業秘密保護の権利を持つ者

2002年営業秘密法に基づく営業秘密に係る保護権利を有する者とは、営業秘密保有者及び営業秘密管理者である。<sup>55</sup>

### 1. 営業秘密保有者

2002年営業秘密法第3条では、“他人の営業秘密権を侵害することなく、営業秘密である営業情報を発見、調査、収集若しくは創造した者、又は営業秘密である実験結果若しくは営業情報における正当な権利を持つ者を意味し、かつこの法律において権利を譲渡された者を含む。”と定められている。

つまり、営業秘密保有者とは以下の者が該当する。<sup>56</sup>

#### (1) 他人の営業秘密権を侵害することなく、営業秘密である営業情報を発見、調査、収集若しくは創造した者

他人の権利を侵害することなく、善意で一般的な方法を用いることにより自ら営業秘密である営業情報を発見した者である<sup>57</sup>。営業秘密法には複数人により発見または調査された場合、または複数人により収集された場合について規定していない。従って、共同で発見または考案した者は、民商法で規定する通り、その営業秘密の共同保有者になるべきである<sup>58</sup>。営業秘密である営業情報を発見、調査、収集若しくは創造した者は、他人の営業秘密権を侵害してはならない。他人の営業秘密を入手するため悪意を持って営業情報を収集した者は

---

<sup>53</sup> 注釈42参照

<sup>54</sup> 同上

<sup>55</sup> 注釈8P.175参照

<sup>56</sup> 同上

<sup>57</sup> 注釈26P.53参照

<sup>58</sup> 注釈8P.175参照

営業秘密保有者と見なされるべきではない<sup>59</sup>。例えば、A 氏が競合相手である会社 B の従業員を雇って会社 B の営業情報を入手し、A 氏がその侵害情報を自身の事業に展開させた場合、A 氏は、会社 B の権利を侵害したその営業秘密の保有者とは見なされない。<sup>60</sup>

## (2) 営業秘密である実験結果若しくは営業情報における権利を持つ者

成果として営業秘密となる営業情報を入手するために考案、実験、研究を割り当てる、または指示した雇用主または企業が該当する。例えば、雇用主が機械技術者のリーダーにシリンドラーの研磨方法を見つけるよう指示し、その後リーダーが研磨方法を考案した場合、営業秘密であるその研磨方法は雇用者に帰属する<sup>61</sup>。一方、従業員が雇用期間中に雇用主からの指示無しで営業秘密である営業情報を自ら発見または考案した場合、その営業秘密は従業員の個人財産で、従業員が保有者となる<sup>62</sup>。ただし、契約上で従業員が就労期間内に発見または考案した如何なる営業秘密も雇用主に帰属すると定める場合は除く<sup>63</sup>。11 条第 1 段落<sup>64</sup>に基づき、雇用主はある一定期間その営業秘密を使用するため従業員に適当な額の補償金を支払うことによって従業員発明の実施権(shop right)<sup>65</sup>を行使することができる。

66

## (3) 営業秘密を譲渡された者

2002 年営業秘密法 5 条では以下の通り定めている。

“営業秘密は譲渡することができる。

---

<sup>59</sup> 同上 P.176 参照

<sup>60</sup> 同上 P.176 参照(DVD Copy Control Association v. Bunner, 2002 Cal. LEXIS 6295 [2003]引用。カリフオルニア州最高裁判所は、コンピュータで暗号化された DVD を表示することができるノルウェーのウェブサイトから取得したコンピュータコードを拡散したとして、この取得行為は悪意によるもので、同コンピュータコードは機密情報だと判断した。

<sup>61</sup> 注釈 26 P.53 参照 (Barnet Instrument Ltd. v. Overton (1949) 66 R.P.C 315 引用)

<sup>62</sup> 同上 P.53 参照 (Paul Goldstein, Copyright Patent Trademark and related State Doctrines, New York Foundation Press, 1999, p. 154 引用)

<sup>63</sup> 同上 P.54 参照

<sup>64</sup> “営業秘密管理者が第 8 条 (2) に基づいて裁判所に差止め訴訟を起こし、裁判所が営業秘密権の侵害があったと認めたが、請求に従った命令を出すのが適当でない特別な事情があった場合、裁判所は営業秘密権の侵害者に対して適当な額の補償金支払の決定、及び裁判所が適当だと判断した期間において当該者に当該営業秘密を継続使用させる決定を下すことができる。”

<sup>65</sup> “従業員発明の実施権(shop right)”は従業員が雇用主の資産を利用して発明を考案したが、雇用主は当該発明を所有していない場合に生じる。“従業員発明の実施権”は、発明者が発明するために雇用主の資産を使用したとき、雇用主が自身の事業で特許された発明の利用を許可するものである。

<sup>66</sup> 注釈 26 P.54 参照 (United States v. Dubilier Condenser Corp. (1933) 289 U.S. 178)

営業秘密保有者は営業秘密を開示、持ち出し若しくは使用する権利、又は他人が営業秘密を開示、持ち出し若しくは使用するのを許可する権利を有し、その営業秘密の機密性を保持するという条件を設定する権利も有する。

第1段落における営業秘密の譲渡のうち相続でないものは、譲渡人及び被譲渡人が署名をした文書によって行わなければならない。譲渡契約に期間が規定されていない場合には、10年間の譲渡とみなされる。”

営業秘密法では、契約書による営業秘密の譲渡は文書でなされなければならず、その譲渡は法が定める書式で締結されなければならないと定められている。また営業秘密の譲渡が法に反している場合、その譲渡は民商法150条に基づき無効と見なされる。<sup>67</sup>

### 2.3 タイにおける営業秘密保有者の権利

営業秘密保有者は営業秘密を開示、持ち出し若しくは使用する権利、又は他人が営業秘密を開示、持ち出し若しくは使用するのを許可する権利を有し、その営業秘密の機密性を保持するという条件を設定する権利も有する。情報の開示は例えばマニュアル本の発行、口頭の通知や製造過程の実演のような方法により行うことができる。<sup>68</sup>

営業秘密法第8条に基づき、営業秘密保有者だけではなく、営業秘密を所有、管理、保持する、いわゆる“営業秘密管理者”にも営業秘密侵害に対する提訴権を有する<sup>69</sup>。例えば、ある企業が保有する営業秘密を管理する製品製造部リーダーが在籍する場合、そのリーダーは営業秘密侵害の提訴権を有する<sup>70</sup>。しかしながら、営業秘密保有者が10年間の譲渡契約を譲受人と締結している場合、第5条第1段落及び第3条に従い、その10年の間は被譲渡人が営業秘密保有者となるため、譲渡人にはその期間中、当該営業秘密において提訴権を持たない。<sup>71</sup>

---

<sup>67</sup> 注釈8 P.177 参照

<sup>68</sup> 同上

<sup>69</sup> 注釈26 P.54 参照

<sup>70</sup> 同上

<sup>71</sup> 同上

さらに、複数の者が共同で研究開発を行い、結果として営業秘密である営業情報を得た場合、特段の取り決めがない限り、各々が営業秘密の対等な保有者となる。営業秘密の共同保有者の権利及び義務は、民商法第1358条～第1366条を準用した共有の原理に基づくものとする。<sup>72</sup>

## 2.4 タイにおける営業秘密侵害

2002年営業秘密法第6条では以下の通り定めている。

“この法律における営業秘密権の侵害とは、即ち当該営業秘密保有者の許可を受けることなく営業秘密を開示、持ち出し又は使用することであり、正当な商業手法に違反するものをいう。この点について、侵害者は前述の行為が正当な商業手法に違反すると認識していたか、又は認識していたと思われる根拠がなければならない。

第1項における正当な商業手法に違反する行為とは、当事者双方の信頼に基づく営業秘密契約の不履行、侵害若しくは侵害するよう勧誘すること、贈収賄、強迫、詐欺、窃盗、盗品の受領、又は電子若しくはその他の方法を使った諜報活動を意味する。”

同条項は以下4つの要素からなる。

### (1) 営業秘密を開示、持ち出し又は使用すること

開示する行為とは、経済的利益の有無に関わらず<sup>73</sup>、文書または電子形態での発行や通知など如何なる手段でもされ得る<sup>74</sup>。持ち出し行為と開示行為は類似する。<sup>75</sup>

### (2) 当該営業秘密保有者の許可を受けることなく

文書により、または解釈上合意することができる。営業秘密保有者の許可を受けることなく営業秘密を開示、持ち出し又は使用する行為とは、情報への不法侵入、情報入手のための会社担当者に対する賄賂の提供、電話による盗聴、Eメールの不法侵入、コンピュータシステムへの不法侵入、書類の窃盗などによるものがある。<sup>76</sup>

---

<sup>72</sup> 注釈26 P.55 参照

<sup>73</sup> 注釈26 P.54 参照

<sup>74</sup> 注釈8 P.178 参照

<sup>75</sup> 注釈8 P.178 参照

<sup>76</sup> 同上 (Richard Stim, Patent, Copyright & Trademark: An Intellectual Property Desk Reference, 8<sup>th</sup> ed. (Consolidated Printers Inc. 2006), p. 504 を引用)

### (3) 正当な商業手法に違反する行為

正当な商業手法に違反する行為とは、商業手段において不公平な行為であるという事実から、善良な事業者は当然破らない商業倫理に違反する行為を意味する<sup>77</sup>。他人の営業秘密が誤ってまたは重大な過失によって開示されたと知った上でその他の営業秘密を利用する行為は、正当な商業手法に反すると見なされる<sup>78</sup>。さらに、第6条第2段落では、正当な商業手法に違反する行為には、当事者双方の信頼に基づく営業秘密契約の不履行、侵害若しくは侵害するよう勧誘すること、贈収賄、強迫、詐欺、窃盗、盗品の受領、又は電子若しくはその他の方法を使った諜報活動を意味すると定めている。<sup>79</sup>

### (4) 侵害者は前述の行為が正当な商業手法に違反すると認識していたか、又は認識していたと思われる根拠がなければならない

違反すると認識していた、又は認識していたと思われる根拠があるかどうかは、通常人(reasonable man)によって判断される。<sup>80</sup>

## 2.5 タイにおける営業秘密侵害の例外

2002年営業秘密法第7条では営業秘密侵害の例外について定めており、第6条に基づく要素を満たしていたとしても、以下5つの場合は例外となる。

### (1) 営業秘密を取得した者が、当該営業秘密が、契約者の一方が他人の営業秘密権を侵害して取得したものであると認識せず、又は認識していたと思われる根拠なしに、営業秘密を合法的に開示又は使用すること。

この例外は、自身の営業秘密が他人営業秘密を侵害していると認識していない善意の者を保護することを目的としている<sup>81</sup>。例えば、A氏は売り手または譲渡人が盗んだ営業秘密であることを認識せず、又は認識していたと思われる根拠なしにその営業秘密を購入または譲り受けた場合が該当する。この例外から恩恵を受ける者は合法的に当該営業秘密を取得

---

<sup>77</sup>注釈8P.179参照

<sup>78</sup>注釈26P.55参照

<sup>79</sup>注釈8P.180参照

<sup>80</sup>注釈26P.56参照

<sup>81</sup>同上

していなければならず、そうではない場合はこの例外に該当しない<sup>82</sup>。例えば、ある者が A 社が所有する営業秘密であるガン治療法を複写によって盗み分配し、B 氏がそれを善意で購入してそのガン治療法を 5 年間 C 氏に譲渡した場合、C 氏は A 社の営業秘密を侵害したことにはならない。しかしながら、ある者がインターネットで A 社のガン治療法を公開し、B 氏が A 社と競合するガン治療薬を製造するために当該方法を使用した場合、B 氏は合法的に当該方法を譲渡されていないため、A 社の営業秘密を侵害したことになる。<sup>83</sup>

**(2) 公衆の衛生若しくは公の秩序の保護が必要なときに当該営業秘密を監督する政府機関が当該営業秘密を開示すること。**

この例外は、民間企業ではなく政府機関によるものでなければならず、その政府機関は営業秘密を維持する義務を持っていなければならない。例えば厚生省は医薬品を維持する義務を持ち、農業協同組合省は農業化学品を監督する義務を持つ。<sup>84</sup>

**(3) 商業目的でない公共の利益のために必要な場合で、かつ前述の場合において当該営業秘密を監督する政府機関、又は当該営業秘密の取得に関する政府機関若しくは関係者が不正な商業手法に使用されないよう、前述の営業秘密を保護するために合理的段階を講じて業務を遂行した場合に政府機関が当該営業秘密を開示すること。**

この例外は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）第 39 条(3)に基づき定められており<sup>85</sup>、公衆の衛生に制限していないため、前述の条項より範囲が広い。<sup>86</sup>

**(4) 他人の営業秘密を独自に発見した場合。即ち発見者が自己の知識、専門により発明又は創造することにより、他人の営業秘密を発見した場合。**

この例外は、既に存在する他人の営業秘密と重複した営業秘密を独自に発見した場合を意図している。この場合、新たな発見者は当該営業秘密に係る権利を有するが、この独自の発見は合法で、自己の専門知識を用いていなければならない<sup>87</sup>。営業秘密は特許と違うため、営業秘密

---

<sup>82</sup> 注釈 8 P.181 参照

<sup>83</sup> 注釈 26 P.57 参照

<sup>84</sup> 同上

<sup>85</sup> 同上

<sup>86</sup> 注釈 8 P.181 参照

<sup>87</sup> 注釈 26 P.59 参照

保有者は自身の製品の製造において独占的に保護されない<sup>88</sup>。一定の就労期間中に雇われていた従業員がその雇用主の営業秘密を記憶していた場合は、独自の発見ではなく合法的ではない<sup>89</sup>。しかしながら、従業員が自己の専門知識を用いて善意で独自に雇用主の営業秘密を発見した場合、その発見が就労期間中の発見であっても、独自の発見と見なされる。<sup>90</sup>

(5) リバースエンジニアリングを行った場合。即ち発見者が当該製品を発明、製造又は開発するための方法を探す目的で、一般に知られている製品の評価及び解析をすることにより、他人の営業秘密を発見した場合。ただし、評価及び研究分析をした者はその製品を善意で取得しなければならない。

リバースエンジニアリングとは、営業秘密を含む情報を辿るために手順を戻して製品の構成要素の分解することを意味する<sup>91</sup>。しかしながら、第7条(4)では条件として当該リバースエンジニアリングは、その製品が善意で取得されたものであって、営業秘密保有者または製品販売者とリバースエンジニアリングを禁止する契約を締結していない場合に保護される。<sup>92</sup>

### 3. タイにおける営業秘密関連の紛争解決<sup>93</sup>

2002年営業秘密法第8条<sup>94</sup>及び第9条<sup>95</sup>に基づき、営業秘密が侵害されている、または侵害される可能性がある場合、営業秘密管理者は当該侵害に係る紛争を解決するため以下3つの手段を有する。

---

<sup>88</sup> 同上

<sup>89</sup> 同上 (Westminster Chemical New Zealand Ltd v. Mc Kinley and Tasman Machinery & Service Ltd (1973) 1 N.Z.L.R. 659 at 666 を引用)

<sup>90</sup> 同上

<sup>91</sup> 同上

<sup>92</sup> 注釈 8 P.182 参照

<sup>93</sup> 注釈 26 P.60 参照

<sup>94</sup> “ある者が営業秘密権を侵害している、又は侵害に当たる行為をしようとしているという明確な証拠がある場合、当該営業秘密の管理者は次に掲げる権利を有する。

(1) 裁判所に対して、当該営業秘密権の侵害の仮差止め又は中止を侵害者に命ずるよう、請求することができる。及び

(2) 裁判所に対して、侵害者による営業秘密権の侵害を永久的に禁止するよう訴えることができ、かつ侵害者に補償金を請求する訴えを起こすことができる。

(1)における権利は(2)における訴訟提起の前に行使できる。”

<sup>95</sup> “第8条における権利を使用するに先立って、営業秘密権を侵害されている、又は侵害されようとしている営業秘密の管理者及びもう一方の当事者は、委員会に対して営業秘密に係る紛争の調停又は和解を合意の上で申し立てることができる。この点について、上記紛争の調停又は和解が成立に至らない場合も、当該営業秘密の管理者及びもう一方の当事者が仲裁人の審理を請求する権利、又は裁判所に訴訟を起こす権利を妨げるものではない。

### **(1) 和解または調停**

営業秘密管理者及びもう一方の当事者は和解または調停のため営業秘密委員会に営業秘密に関する紛争を合意の上で申立てることができる。営業秘密委員会は内閣によって第 16 条<sup>96</sup>で定める通り任命される。

### **(2) 仲裁人の任命**

営業秘密管理者及びもう一方の当事者は営業秘密に係る紛争を合意の上で仲裁手続に進めることができる。当事者は司法裁判所事務局(Office of Judiciary)管轄下の裁判外紛争処理部(Alternative Dispute Resolution Office)の仲裁人を任命することができる。事案の裁定は、営業秘密管理者ともう一方の当事者がそれぞれ任命する 2 名の仲裁人と、任命された仲裁人らが共同で任命するもう 1 名の仲裁人の計 3 名で行われれ、半数の仲裁人の判断に基づき共同で裁定される<sup>97</sup>。いずれかの当事者が仲裁人の裁定に従わなかった場合、もう一方の当事者は、権利行使のために管轄裁判所へ申し立てなければならない。

### **(3) 訴訟**

第 8 条に基づき営業秘密管理者は、和解または調停による紛争解決を望まない場合、裁判所へ提訴する権利を有する。営業秘密事件において、以下の手続きが一般的な民事事件と異なる。

#### **①民事訴訟前の仮差止め請求**

---

第 1 項における委員会による紛争の調停又は和解の請求及び審理方法の提出は、省令に定められた規則及び規定に従わなくてはならない。”

<sup>96</sup> ““営業秘密委員会”と称する委員会を設置し、下記の構成とする。

- (1) 商務省次官を委員長とする。
- (2) 知的財産局局長を副委員長とする。
- (3) 農業局局長と、食品医薬品局の事務局長を委員とする。
- (4) 農学、情報通信技術、法律学、商学、医学、薬学、科学、工学、経済学、産業の分野、またはこの法律に基づく任務の遂行において有益となるその他の分野についての知識を持ち、有能で、熟練し、経験を有する人物の中から、内閣により、11 人を超えない人数で任命される有識者委員。この人数のうち、少なくとも 6 人は民間の有識者から任命される。  
委員会において、知的財産局の職員を秘書官と副秘書官に任命する。””

<sup>97</sup> “裁定”とは仲裁人による判断を意味する

営業秘密には商業的価値が含まれているため、それが開示されると商業的価値が無くなってしまう。そこで営業秘密法では民事訴訟法第 254 条の原理と異なる差止め命令を定めている。第 8 条では、侵害された、または侵害されそうな営業秘密管理者に対して、訴訟前に仮差止め請求または一時的な中止を請求することを認めている。

#### ②事前警告無しまたは訴訟前の家宅捜索、証拠の押収若しくは証人尋問命令請求（アントンピラー命令）

1996 年知的財産及び国際取引中央裁判所設置法で定められている。

#### ③民事賠償請求

営業秘密法第 8 条に基づき、営業秘密管理者には提訴権があり、以下 2 点について賠償請求することができる。

- ・原告の営業秘密を開示させないための永久的差止め請求
- ・損害賠償請求

同法第 10 条では、権利侵害されていると知り、かつ侵害者を認識した日から 3 年以内に民事訴訟しなければならず、侵害した日から 10 年を超えないものとすると定めている。

さらに、同法第 11 条では、原告は裁判所に対し、営業秘密権の侵害に使用された材料、道具、工具及び設備の破壊又は押収を命ずるよう請求することができ、営業秘密権の侵害により製造された製品で、かつまだ侵害者に所有権があるものは、裁判所の命令により、国家又は営業秘密管理者の所有物となる。もし当該製品が違法なものである場合、裁判所は前述の当該製品の廃棄を命じることができると定めている。<sup>98</sup>

## 4. タイにおける営業秘密の現状

### 4.1 営業秘密事件の統計

---

<sup>98</sup> 注釈 26 P.69 参照

営業秘密の価値に反し、営業秘密に関する刑事・民事事件は、著作権や商標権事件に比べ非常に少ない。2010年から2016年の知的財産侵害関連の刑事・民事事件の統計は以下の通りである<sup>99</sup>。

### 【2010年民事事件】

	事件内容	件数
1	商標（商品）侵害	37
2	著作権侵害	35
3	特許侵害	19
4	サービス商標侵害	5
5	小特許侵害	12
6	商号侵害	4
7	<b>営業秘密侵害</b>	<b>2</b>
	合計	114

### 【2010年刑事事件】

	事件内容	件数
1	1994年著作権法に基づく刑事責任	1,995
2	1991年商標法に基づく刑事責任	3,426
3	1979年特許法に基づく刑事責任	16
4	<b>2002年営業秘密法に基づく刑事責任</b>	<b>1</b>
	合計	5,438

### 【2011年民事事件】

	事件内容	件数
1	商標（商品）侵害	33
2	著作権侵害	45
3	特許侵害	16
4	サービス商標侵害	4
5	小特許侵害	6
6	商号侵害	1
7	<b>営業秘密侵害</b>	<b>3</b>
	合計	108

### 【2011年刑事事件】

	事件内容	件数
1	1994年著作権法に基づく刑事責任	1,377
2	1991年商標法に基づく刑事責任	3,497

<sup>99</sup> 知的財産及び国際取引中央裁判所から入手

3	1979 年特許法に基づく刑事責任	21
4	<b>2002 年営業秘密法に基づく刑事責任</b>	<b>0</b>
	合計	4,895

### 【2012 年民事事件】

	事件内容	件数
1	商標（商品）侵害	31
2	著作権侵害	51
3	特許侵害	9
4	サービス商標侵害	5
5	小特許侵害	7
6	商号侵害	1
7	<b>営業秘密侵害</b>	<b>2</b>
	合計	106

### 【2012 年刑事事件】

	事件内容	件数
1	1994 年著作権法に基づく刑事責任	1,299
2	1991 年商標法に基づく刑事責任	4,121
3	1979 年特許法に基づく刑事責任	25
4	<b>2002 年営業秘密法に基づく刑事責任</b>	<b>4</b>
	合計	5,449

### 【2013 年民事事件】

	事件内容	件数
1	商標（商品）侵害	30
2	著作権侵害	74
3	特許侵害	7
4	サービス商標侵害	2
5	小特許侵害	5
6	商号侵害	2
7	<b>営業秘密侵害</b>	<b>6</b>
	合計	126

### 【2013 年刑事事件】

	事件内容	件数
1	1994 年著作権法に基づく刑事責任	1,130
2	1991 年商標法に基づく刑事責任	4,167

3	1979 年特許法に基づく刑事責任	23
4	<b>2002 年営業秘密法に基づく刑事責任</b>	<b>7</b>
	合計	5,327

### 【2014 年民事事件】

	事件内容	件数
1	商標（商品）侵害	30
2	著作権侵害	95
3	特許侵害	12
4	サービス商標侵害	3
5	小特許侵害	5
6	商号侵害	4
7	<b>営業秘密侵害</b>	<b>7</b>
	合計	156

### 【2014 年刑事事件】

	事件内容	件数
1	1994 年著作権法に基づく刑事責任	977
2	1991 年商標法に基づく刑事責任	4,153
3	1979 年特許法に基づく刑事責任	20
4	<b>2002 年営業秘密法に基づく刑事責任</b>	<b>4</b>
	合計	5,154

### 【2015 年民事事件】

	事件内容	件数
1	商標（商品）侵害	27
2	著作権侵害	77
3	特許侵害	10
4	サービス商標侵害	4
5	小特許侵害	4
6	商号侵害	3
7	<b>営業秘密侵害</b>	<b>6</b>
	合計	131

### 【2015 年刑事事件】

	事件内容	件数
1	1994 年著作権法に基づく刑事責任	639
2	1991 年商標法に基づく刑事責任	584

3	1979 年特許法に基づく刑事責任	17
4	<b>2002 年営業秘密法に基づく刑事責任</b>	<b>4</b>
	合計	1,244

### 【2016 年民事事件】

	事件内容	件数
1	商標（商品）侵害	39
2	著作権侵害	116
3	特許侵害	13
4	サービス商標侵害	5
5	小特許侵害	30
6	商号侵害	13
7	<b>営業秘密侵害</b>	<b>7</b>
	合計	223

### 【2016 年刑事事件】

	事件内容	件数
1	1994 年著作権法に基づく刑事責任	339
2	1991 年商標法に基づく刑事責任	2,829
3	1979 年特許法に基づく刑事責任	17
4	<b>2002 年営業秘密法に基づく刑事責任</b>	<b>3</b>
	合計	3,188

2010 年から 2016 年の営業秘密関連の民事事件はたった 33 件<sup>100</sup>であった。さらに、営業秘密保有者のほとんどが敗訴している。<sup>101</sup>

#### 4.2 最近のニュース

2015 年始め、デザートを製造する中小企業(SME)と、あるタイの大手コンビニエンスストアの間で起こった営業秘密に関する紛争がインターネット上で注目された<sup>102</sup>。デザートを製造する中小企業のオーナーは日本の著名な菓子「東京ばな奈」を元にして“サイアムバナナ”と称するデザートを考案し、この菓子は旅行者のお土産として人気を得た。

<sup>100</sup> 和解により解決した紛争は含まれていない。

<sup>101</sup> Rati Kerdpu “Thailand’s Trade Secret Act: Understanding the Law and Prevailing in Disputes”

<sup>102</sup> <http://www.bangkokbiznews.com/blog/detail/634539>

その後、その中小企業のオーナーはタイ全土の販路を求め、あるコンビニエンスストアに連絡を取った。情報源によるとそのコンビニエンスストアは前向きな回答をし、数時間の打ち合わせ後に 2015 年 4 月 1 日から当該菓子を店頭に並べることに合意したが、同時に国際的な食品製造基準を維持することを目的として、当該菓子の製造者は当該菓子の製造者に製造方法とレシピを開示しなければならないとする条件を設定した。その後間もなくそのコンビニエンスストアは、名前の最後に「バナナ」が付く非常に類似した菓子が考案できたことを理由に、当該菓子の販売契約を解除した。菓子製造者は製造ラインを増やすための投資をしていたが、そのコンビニエンスストア以外の販路を持っていなかつたため、コンビニエンスストアによる一方的な契約解除はその菓子製造者に被害をもたらした。

この噂はインターネットで広まり、長年の良いマネジメントを標榜するタイのいわゆる独占事業への誠実性について大きく批判された。この大規模事業者の行為は取引競争法第 29 条の不正取引慣行の点だけでなく、営業秘密侵害として扱われる可能性が考えられる。

しかしながら、本件について提訴する者はおらず、インターネット上ではその後の解決に触れた記事は見つからなかった。従って営業秘密保護はタイにおいてさらに関心が高まると思われる。

## 5. タイ及び日本における営業秘密事件に関する判例

### 5.1 タイにおける営業秘密事件判例

前述の通り営業秘密関連の民事事件は非常に少なく、主に営業秘密保有者とその従業員、元従業員又はビジネスパートナーとの間で営業秘密侵害が争われている<sup>103</sup>。しかしながら、営業秘密保有者の大部分が敗訴している。以下の判例は営業秘密事件に関する最高裁判例の一部である。

#### 1. 最高裁判例番号 10217/2553(2010)

原告 1：ドイツ法人である G Kromschröder AG 社のディーラーである株式会社  
原告 2：合資会社。両原告とも Mr. Wisit Jirakulwiwat 氏が代表を勤める  
被告 1：原告 2 の従業員

---

<sup>103</sup> 注釈 99 参照

被告 2：就職申込書及び労働契約上販売員とされる原告 1 の従業員

被告 3：（最高裁による抄訳に無記載）

被告 4：被告 3 が代表を務める株式会社

被告 1 は 2002 年 8 月 14 日から被告 4 の代表取締役を務めていたため、被告 4 は原告の主張通り侵害行為を行ったかどうかが本件の争点となった。

原告らは、顧客リストとその顧客の住所録は原告の営業秘密だと主張した。営業秘密法第 3 条では“営業秘密とは、まだ一般に広く認識されていない、又はその情報に通常触れられる特定の人にまだ届いていない営業情報であって、かつ機密であることにより商業価値をもたらす情報、及び営業秘密管理者が機密を保持するために適当な手段を採用している情報であるものを意味する。” “「営業秘密管理者」とは、営業秘密保有者を意味し、かつ営業秘密を占有、管理、又は監督する者を含む。”と定めている。営業秘密の要件として、その営業情報が機密を保持するために適当な手段を採用している情報でなければならぬ。この点について原告らの証人である Mr. Jirakulwiwat 氏は、被告 1 及び 2 は製品の出所国、製品のカテゴリー、製品名、製品価格、顧客リストとその顧客の住所録を、被告 3 を介して被告 4 が原告らと商業上競合するよう持ちかけるために被告 4 に開示した。被告 1 及び 2 は原告の下である一定期間働いており、それらの情報を認識していたため、原告らには当該機密情報を秘密にする義務があった。

しかしながら原告らは裁判所に対し自身が当該機密情報の入手に関与しない者を管理する適当な手段を採用していたことを証明しなかった。原告らは従業員が第三者に機密情報を開示してはならないと定める会社規定があることを主張したが、最高裁判所は雇用契約で規定するその非開示の条項は機密性を保持するための適当な手段とは見なさず、そうでなければ原告らが所有する全ての情報が営業秘密と見なされることなり、それは営業秘密法の意図するものではないため、顧客リストやその顧客の住所録に関する情報は営業秘密とは見なさないと判断した。

原告らは別の争点として CIM Engineering (Thailand) Ltd. 向け見積書にある情報は原告の営業秘密であると主張したが、最高裁判所は、原告は前記見積書の件について第一審で述べていないため本件とは関係がないと判断した。<sup>104</sup>

## 2. 最高裁判例番号 16563/2557(2014)

原告 : Energy Absolute Public Company Limited (タイ法人)

被告 : Wind and Sun Power Co.,Ltd. (タイ法人)

最高裁判所は、2002 年営業秘密法第 3 条で定める営業秘密と見なされる情報は営業情報でなければならぬが、原告は発電所の場所、発電機の設置場所、発電所の設計図、その他原告が研究で入手した情報が営業情報であると主張しなかった。

裁判所は、原告は当該機密情報の詳細を示すことを求められていないが、訴状には何に関する情報か、また機密性を保持するために当該情報を管理する上で取られていた適切な手段とは何かを示すことが求められる。さらに原告は当該機密情報にはどのような商業的価値が含まれているか示さなかつた、と説明した。

さらに、営業秘密法第 33 条<sup>105</sup>で定める通り、文書、音声放送 若しくは画像放送を使用した広告、又はその他の方法によって開示したかを問わず、原告が保有するどの営業秘密が被告に開示され、営業秘密管理者の事業に被害をもたらすために悪いを持って結果として営業秘密ではなくなつたのか述べる必要があるが、原告は第 33 条で定める違反行為の要素を事実として示さなかつた。

---

<sup>104</sup> “A question of fact or of law can be relied upon by the parties presenting appeal only if such question has been expressly stated in the appeal and has arisen in the Court of First Instance, and it shall be the essential matter of the case so as to worthy of a decision.”

<sup>105</sup> “営業秘密管理者が事業を営む上で損失を被るよう悪意により、他人が保有する当該営業秘密を営業秘密である状態でなくなるよう、一般に認識されるよう開示した者には、文書、音声放送 若しくは画像放送を使用した広告、又はその他の方法によって開示したかに関わらず、1 年以下の禁錮刑若しくは 20 万バーツ以下の罰金、又はその両方を科する。”

また、原告は第 35 条<sup>106</sup>で定める違反行為の要素、つまり被告らが原告における業務中に得たまたは認識した、通常保護すべき事実で、営業秘密管理者の活動に関わる事実について示さなかった。原告は単に、被告らは共謀して許可なしにタイ王国発電公社に提示した電気供給の提案書の添付書類に記載する原告の営業秘密を開示、持ち出し、使用したと主張し、さらに、被告 2 はかつて原告の代表取締役で、被告 4 はかつて原告の幹部だったために被告 2 及び 2 は営業秘密とされる原告の情報を認識し、容易に当該情報を入手することができた事実から、被告らの行為は正当な商業手法に反していると主張しただけであった。裁判所は原告の主張は単に営業秘密法第 6 条で定める営業秘密侵害に基づく主張で、第 33、35 条で定める違反行為の要素について述べていないと判断した。

### 3. 最高裁判例番号 15697/2557(2014)

原告 : P.R Recruitment and Business Management Co.,Ltd.

被告 : Ms. Tassanee Assawaskuldee 及びその他

タイにおける民事手続の原則に基づき、原告は営業秘密に係る権利を有すると主張しているために、自身の情報が第 3 条で定める営業秘密としての要件を満たしていることを説明する義務を有する。しかしながら被告が入手したと主張する顧客に関する名簿と情報がどのような営業秘密であるか証明しなかった。また原告は当該営業情報をまだ開示させていない、または当該情報に関与する者の間で入手させないという要件を証明しなかった。さらに公判中、原告の証人は、当該顧客リストは様々な企業が自社の欠員を知らせるために発行した出版物またはウェブサイトから入手したかもしれないため、顧客リスト、担当者名、電話番号、電子メールアドレスは単なる一般的な営業情報であると証言した。裁判所は、これらの営業情報にはある種の商業的価値が含まれていたとしても、当該営業情報は営業秘密法第 3 条で定義する商業的価値を備えていないことから、営業秘密とは見なさないと判断した。さらに裁判所は、営業情報の定義として、商業的価値を含み、当該情報には現在操業中または将来操業する事業取引の存在に影響を及ぼすものでなければならない

---

<sup>106</sup> “通常常識では、非開示で保護すべき事実で、営業秘密を管理する者の活動にかかわるいざれかの事実を開示した者は、それが自分で得たものか、この法律に基づく行為において知り得たものであるかを問わず、1 年以下の禁固刑、もしくは 10 万バーツ以下の罰金刑、またはその両刑に処する。これは、公務の遂行上または、事件の捜査もしくは審理の利益のための開示の場合を除く。公務又は事件の捜査若しくは審理に際し、第 1 項における者から取得又は認識した事実を開示した者には、同様の处罚を科する。”

とする営業情報の定義を述べた。言い換えると事業取引の存在は当該営業情報に大きく左右されるものである。さらに営業秘密保有者は当該営業情報を取得するために努力し、相当の期間と費用を費やさなければならぬ。また競合会社が当該営業情報を違法に入手した場合、その競合会社は研究における時間と労力と当該営業情報へのアクセスを省くことができるうことになり、つまり営業秘密保有者に損害を与えることになる。

原告は当該情報へアクセスするためのパスワードがかけられていると証言したが、当該営業情報は出版物またはウェブサイトで一般の人材派遣会社によって入手できることから、当該営業情報は営業秘密法第5錠に基づき原告が開示及び使用の排他的権利を有する営業秘密とは見なさない。結果として、原告の顧客をインターネット上で開示すること、または原告の顧客である企業のために従業員を募集する被告2の行為は営業秘密法第5条に基づき原告の営業秘密を侵害していない。

原告が営業秘密と主張する契約及び商業戦略について、原告はその契約及び商業戦略にはどのような特徴があり、他社とどのように異なるか主張していない。当該商業戦略が、原告のもとでの就業期間中に生じた被告1の専門知識または個人的な技術だった場合、それは営業秘密ではない。従って、雇用契約に競合禁止条項に関する制限がない場合、被告1は自身の専門知識及び技術をどこでも使用することができる。

## 5.2 日本における営業秘密事件判例<sup>107</sup>

1. 事件番号 平成26年(ネ)10059号、10088号

知的財産高等裁判所第4部

判決日：平成28年4月27日

本件は、被控訴人が控訴人乙と控訴人甲に対して、著作権侵害、及び被控訴人の営業秘密である原告ソースコードの不正な開示が不正競争防止法2条1項7号及び8号に該当する行為であるとして損害賠償金を求めた事案である。ここでは営業秘密の部分に特化して述べる。

---

<sup>107</sup> [www.ip.courts.go.jp/eng/](http://www.ip.courts.go.jp/eng/)

本件の主な争点は、原告ソースコードが営業秘密と見なされるかどうか、である。ここで裁判所は営業秘密の要件を以下の通り述べている。

#### A. 秘密管理性

原告プログラムが完成した平成 21 年 7 月当時、開発を担当するプログラマの使用するパソコンにはパスワードの設定がされ、また、被控訴人は、完成したプログラムのソースコードを研究開発部のネットワーク共有フォルダ…サーバのフォルダに保管し、当該フォルダをパスワード管理した上で、アクセス権者を限定するとともに、従業員に対し、上記管理体制を周知し、不正利用した場合にはフォルダへのアクセスの履歴（ログ）が残るので、どのパソコンからアクセスしたかを特定可能である旨注意喚起するなどしていたことに照らすと、原告ソースコードは、被控訴人において、秘密として管理されていたものというべきである。

#### B. 有用性、非公知性

原告プログラムは、理化学機器の開発、製造及び販売等を業とする被控訴人にとって、その売上げの大きな部分を占める接触角計に用いる専用のソフトウェアであるから、そのソースコードは、被控訴人の事業活動に有用な技術上の情報であり、また、公然と知られてないものである。

以上によれば、原告ソースコードは、不正競争防止法 2 条 6 項の「営業秘密」に該当するものと認められる。

#### 2. 事件番号 平成 22 年（ネ）10039 号、10056 号

知的財産高等裁判所第 2 部

判決日：平成 23 年 9 月 27 日

出光石油化学の保有していたポリカーボネート樹脂製造装置に係る情報（営業秘密）について、一審被告らが共同して、出光石油化学の従業員をして不正に開示させて取得し、これを中国企業に開示した行為は、不正競争防止法 2 条 1 項 8 号の不正競争行為に当たるなどと主張して、出光石油化学を吸収合併した一審原告が、一審被告らに対して、営業秘密の使用等の差止め、廃棄、損害賠償を求めた事案において、一審被告らの一部かつ営業

秘密の一部につき不正競争行為があったと認定した原判決が変更され、営業秘密全体について一審被告ら全員による不正競争行為があったとして、一審原告の請求が全部認容された事例

3. 事件番号 平成 21 年（ネ）10023 号

知的財産高等裁判所第 4 部

判決日：平成 23 年 7 月 21 日

被告（控訴人）Y1 は、かねてより A 社のアルミニウム製雨戸（光通風雨戸）を販売していたが、A 社からの納品が滞ったため、AA 社と協議の上で、光通風雨戸の一部を自ら製造することとなり、平成 18 年 7 月中旬ころ、A 社及び A 社から事業譲渡を受けた B 社との間で本件製造販売契約を締結した。本件製造販売契約は、同年 9 月 7 日、解除されたが、Y1 及び新たに設立された被告（控訴人）Y2 は、光通風雨戸とほぼ同一の雨戸を製造・販売している。

そこで、B 社から事業譲渡を受けた原告（被控訴人）X は、Y1 及び Y2 による雨戸の製造・販売の差止めのほか、6090 万円の損害賠償等を請求して本訴を提起した。

X は、Y1 及び Y2 が A 社及び B 社から Y1 に開示された光通風雨戸の部材及び部品等並びに製造方法に関する営業秘密を不正取得した（不正競争防止法 2 条 1 項 4 号），あるいは Y1 及び Y2 による上記製造・販売が、上記営業秘密を不正の利益を得る目的等で使用するものである（同項 7 号）と主張している。

原判決（東京地裁平成 20 年（ワ）第 34931 号同 23 年 2 月 3 日判決）は、A 社から Y1 に対して光通風雨戸の部材（本件情報 1）及び部品（本件情報 2）に係る図面等が交付されていた旨を認定した。そして、原判決は、これらの図面が 0.1 ミリ単位の精密さで作られていることなどからすると、光通風雨戸の製品からその形状を正確に把握し、図面を起こすことは決して容易ではなく、これらの図面に記載された情報が、光通風雨戸の製品が流通していたとしても、公然と知られているものであるとはいえないから不正競争防止法 2 条 6 項の「営業秘密」に該当する旨を判示し、Y1 及び Y2 による雨戸の製造・販売が、同条 2 項 7 号の当該営業秘密を不正の利益を得る目的で使用することに該当すると判断し

て、Y1 及び Y2 に対して雨戸の製造・販売の差止めのほか、3195 万 6581 円の損害賠償等の支払を命じた。

知的財産高等裁判所は、Y1 に対して交付されていたのは本件情報 2 に係る図面等だけであると認定した。そして、本判決は、市場で流通している製品から容易に取得できる情報は、不正競争防止法 2 条 6 項所定の「公然と知られていないもの」ということができないところ、本件情報 2 に係る部品が、いずれも光通風雨戸を組み立てるに当たって使用される補助的な部品で、一般的な技術的手段を用いれば当該雨戸の製品自体から再製することが容易なものであるから、本件情報 2 は、「公然と知られていないもの」ということはできない旨を判示した。

以上により、本判決は、Y1 に開示された情報が不正競争防止法 2 条 6 項にいう「営業秘密」に当たるということはできない以上、X の主張が根拠を欠くものとして原判決の Y1 及び Y2 敗訴部分をいずれも取り消し、X の請求をいずれも棄却した。

## 6. 結び

タイ及び日本は世界貿易機関（WTO）の加盟国であることから、国際的な義務に従うため知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）の規定を実行する義務がある。タイと日本の営業秘密の法体系を見ると、両国における営業秘密の要件は、両国の関連法が TRIPS 協定に則っているため非常に類似しているが、タイは営業秘密の保護を定める単独した法令がある一方、日本は不正競争防止法の改正により営業秘密が保護されている点が異なる。

両国における営業秘密侵害に対する権利行使において、原告には当該情報が営業秘密としての要件を満たしていることを証明する義務がある。タイ営業秘密法に基づく要件は以下の通りである。

- (1) 営業情報であること
- (2) その営業情報が機密性を持つ
- (3) その営業情報が商業的価値を持つ
- (4) 機密性を保持するために適当な手段が取られている

一方、日本法に基づく要件は以下の通りである。

- (1) 秘密管理性

(2) 有用性

(3) 非公知性

タイの要件(1) “営業情報であること”について、日本法では営業情報または技術情報となり得る情報の定義が非常に広いため、タイと類似していると考えられる。

次に、タイの要件(2) “その営業情報が機密性を持つ”は、日本の要件(3) “非公知性”と一致する。タイ最高裁判例番号 15697/2557(2014)で裁判所は、当該営業情報は出版物またはインターネット上の媒体から入手できることから営業秘密と見なさないとしている。この点は、市場で流通している製品から容易に取得できる情報には非公知性は認められないとする日本の事件番号平成 21 年（ネ）10023 号での判断と一致している。

次に、タイの要件(3) “その営業情報が商業的価値を持つ”は、日本の要件(2) “有用性”と一致する。タイ最高裁判例番号 15697/2557(2014)で裁判所は、営業秘密の商業的価値は、現在操業中または将来操業する事業取引の存在に影響を及ぼすものでなければならぬ、言い換えると事業取引の存在は当該営業情報に大きく左右されるものであるとしている。さらに営業秘密保有者は当該営業情報を取得するために努力し、相当の期間と費用を費やすなければならないとしている。一方日本の事件番号 平成 26 年（ネ）10059 号、10088 号で裁判所は、原告プログラムは、理化学機器の開発、製造及び販売等を業とする被控訴人にとって、その売上げの大きな部分を占める接触角計に用いる専用のソフトウェアであるから、そのソースコードは、被控訴人の事業活動に有用な技術上の情報であるとしている。

次にタイの要件(4) “機密性を保持するために適当な手段が取られている”は、日本の要件(1) “秘密管理性”と一致する。両国ともに完全な機密性を求めていないが、両国の裁判所は管理システムまたはアクセス制限があるか否かに焦点を当てて判断している。タイ最高裁判例番号 10217/2553(2010)で裁判所は、営業秘密は機密性を保持した適当な手段により管理されていなければならないとし、雇用契約に記載する非開示に関する規定のみでは適当な手段とは見なさないとしている。一方日本の事件番号 平成 26 年（ネ）10059 号、10088 号で知的財産高等裁判所は、機密情報が入ったフォルダにはパスワードがかけられ

アクセスに制限があり、さらに雇用主は当該フォルダを不正利用した場合にはフォルダへのアクセスの履歴が残るので、どのパソコンからアクセスしたかを特定可能である旨注意喚起していたとして、本件の原告は営業秘密の要件を証明することができた。

上記から、タイと日本における営業秘密とされる要件及び審理における考え方は類似していることが分かる。

以上